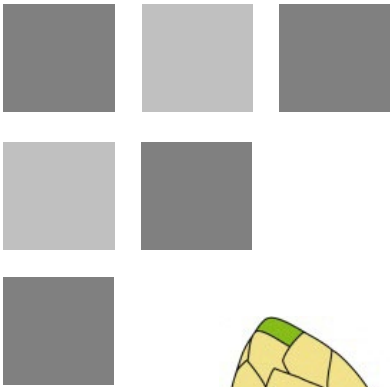




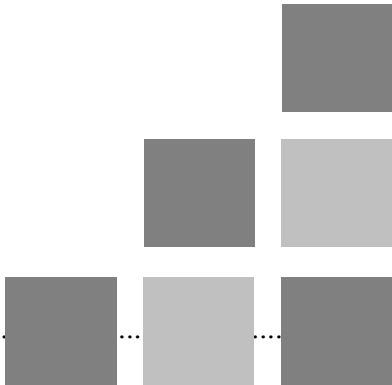
令和8年度 乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)

事業者募集要項

募集期間:令和8年8月17日(月)~10月2日(金)

※応募にあたっては、上記期間に事前にご相談ください。

横浜市こども青少年局
保育・教育部こども施設整備課
乳児等通園支援事業担当
〒231-0005
横浜市中区本町6-50-10
横浜市役所13階
TEL: 045-671-4146
MAIL: kd-tsuen@city.yokohama.lg.jp



《目 次》

1	募集概要.....	1
2	運営に当たっての 諸条件.....	7
3	申請方法.....	18
4	問い合わせ先 ・ ダウンロードアドレス一覧 ...	22

1 募集概要

令和9年1月事業開始に向けた事業募集について

(1) 事業概要

「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」とは、児童福祉法において規定された、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園制度です。一時預かり事業のような「保護者の立場からの必要性」に対応するものとは異なり、こどもの成長の観点から、「全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備する」ことを目的としています。

本要項は、令和9年1月より、新たに事業を実施する事業者を募集するために必要な事項を定めるものです。

(2) 対象事業者

申請日時点で、次の全てに該当する事業者であるものとします。

ア 横浜市内において、次に掲げる施設を運営している法人、団体又は個人を対象とします。

- (ア) 認可保育所
- (イ) 幼稚園
- (ウ) 認定こども園（幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園）
- (エ) 小規模保育事業所
- (オ) 地域子育て支援拠点
- (カ) 事業所内保育事業所
- (キ) 家庭的保育事業所
- (ク) 企業主導型保育施設
- (ケ) 認可外保育施設
- (コ) 児童発達支援センター等

イ 「横浜市乳児等通園支援事業認可・確認等要綱」（制定：令和7年3月21日）の審査基準を満たすこと。

ウ 乳児等通園支援事業を運営するに当たって、必要な資力・信用があること。

エ 児童福祉法34条の15第3項第4号に定める欠格事由を有しないこと。

（例：不正受給等の重大な過失に関する指導を自治体等から受けていないこと。）

オ 市税を滞納していないこと。

カ 運営施設を1年以上運営していること。（※1）

キ 運営施設内で実施すること。

ク 運営施設を良好な内容で運営していること。（※2）

ケ その他、市長が不適当と認める事由を有していないこと。

（※1）同一施設で、運営主体が個人事業主から法人へ移行した場合等で、同一の運営主体による事業の継続性が認められるときは、個人事業主としての運営期間と法人としての運営期間を合算できます。

ただし、事業譲渡等により別法人へ運営主体が変更された場合は、変更後の法人が施設を一年以上運営していることが条件となります。

(※2) 運営施設を良好な内容で運営していることの判断目安

(ア) 認可保育所・認定こども園・小規模保育事業所・家庭的保育事業所・事業所内保育事業所・幼稚園

協議時点で、施設について直近の实地指導監査で、重大な文書指摘事項がない、又は、指摘事項については改善措置がなされている旨の確認を受けていること。

(イ) 地域子育て支援拠点

協議時点で、市との協働契約において、契約期間中に重大な契約違反がないこと。

(ウ) 企業主導型保育事業施設

協議時点で、施設について直近の实地指導監査で、重大な文書指摘事項がない、又は、指摘事項については改善措置がなされている旨の確認を受けていること。

(エ) 認可外保育施設

協議時点で、施設において指導監督基準を満たす旨の証明書の交付を受けており、直近の認可外保育施設立入調査で、改善指導を受けていないこと、または、改善指導事項については改善措置がなされている旨の確認を受けていること。

(オ) 児童発達支援センター等

協議時点で、直近の運営指導等で、重大な文書指摘事項がない、又は、指摘事項については改善措置がなされている旨の確認を受けていること。

(3) 実施予定施設

横浜市内に所在する、認可保育所、幼稚園(※1)、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園(※1)、小規模保育事業所、地域子育て支援拠点(※2)、事業所内保育事業所、家庭的保育事業所、企業主導型保育施設(※3)、認可外保育施設(※4)、児童発達支援センター等(※5)とします。

※1 幼稚園及び幼稚園型認定こども園での実施にあたっては、協議時点で次のア・イをすべて満たす施設に限ります。

ア 横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業又はプレ保育等による親子分離状態での満3歳未満のこどもの受入実績があること。

イ 満3歳児クラスを実施していること。

※2 地域子育て支援拠点での実施にあたっては、協議時点で一時預かり事業を実施した実績のある施設に限ります。

また、協働契約に基づく地域子育て支援拠点事業に支障がないことを、区役所こども家庭支援課に、確認を取ることが必要です。

※3 企業主導型保育施設での実施にあたっては、対象年齢児の預かり事業を実施した実績のある施設に限ります。

また、児童育成協会に確認を取ることが必要です。

※4 認可外保育施設での実施にあたっては、対象年齢児の預かり事業を実施した実績のある施設に限ります。

また、認可外保育施設のうち、乳幼児一時預かり事業を実施している施設での実施にあたっては、こども青少年局保育・教育運営課に確認を取ることが必要です。

※5 児童発達支援センター又は児童発達支援事業所での実施にあたっては、協議時点で対象年齢児の児童発達支援事業を実施している施設に限ります。

また、指定管理業務や指定要件に係る基準等に支障や違反が生じないことを、こども青少年局障害児福祉保健課に、確認を取ることが必要です。

その他の施設での実施にあたっては、協議時点で一時預かり事業と同等の対象年齢児の預かり事業を親子分離状態で実施した実績のある施設に限ります。

また、実施にあたっては本体施設又は事業所の所管課等の確認をとることが必要になりますので、事前にご相談ください。

(4) 実施方法

主な実施方法は以下のとおりです。

詳細は「2 運営に当たっての諸条件」を必ずご確認ください。

受入方法	こども一人あたりの利用可能時間は月 10 時間まで、一回あたり 2～2.5 時間とし、定期利用を推奨します。 不定期利用の受け入れも可能です。
実施方法	保育所等の定員とかかわりなく定員を別に設ける「一般型」、または定員に達していない空き枠を活用し事業を実施する「余裕活用型（※）」のいずれかとします。 ※ 余裕活用型での実施については、保育所、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、事業所内保育事業所のみ実施可能です。 また、申請時点で現に利用定員の空きが無くとも応募が可能です。
定員	・原則、一時間あたりの総定員で設定とします。 ただし、事業実施にあたっての必要面積や職員配置基準を踏まえ、年齢区分の内訳を設けることも可能です。 詳細については、「資料 1 定員の設定方法に伴う職員配置基準及び面積基準の考え方について」をご確認ください。 ・幼稚園・幼稚園型認定こども園については、2 歳児のみの定員を設定するものとします。なお、満 2 歳（2 歳の誕生日を迎えた時点）からの受け入れ実績がある場合には、満 2 歳からの実施が可能です。その場合には、1 歳児の定員も設定していただく必要があります。 こどもの年齢の考え方の詳細については、「資料 2 こどもの年齢の考え方」をご確認ください。

実施日・開所時間	実施日、開所時間については、ニーズや受入態勢を踏まえ事業実施者にて適切に設定してください。ただし、実施方法に応じて、最低でも、以下の実施日・開所時間を確保してください。 ・一般型による実施にあたっては、週1回以上の開所日を設けるとともに、少なくとも児童1人当たり月10時間の利用を可能とする受入枠を確保してください。 ・余裕活用型による実施については、既存の保育運営により定員枠が生じた月において児童1人当たり月10時間の利用を可能とする受入枠の確保を行ってください。なお、この場合においても、原則として週1回以上の開所日を設けることとします。 ※ 開所している時間帯に利用の申し込みがあった場合には、定員の範囲内で受け入れていただく必要があります。そのため、<u>開所時間内に受入枠に空きがあるときは、定員が1名の場合であっても、1日あたりの利用者を1名のみに限定する運用はできません。</u> （例）実施日が週1日、定員が1名、開所時間10時間で事業を実施している場合、1回あたり2.5時間の利用となると、1日あたり最大4人（2.5時間×4）、1月あたり最大16人（週4人×4週）受け入れていただくことも想定されます。
----------	---

（５） 採択予定施設数

20 施設程度

「3（４）選考について」に基づいて審査し、最低基準点を設けた上で、その基準点を超えた場合に、令和8年度予算の範囲内において、実施事業者を採択します。

実施予定施設数を超える申請があった場合は、次の優先順位に基づき事業者を採択します。また、審査においては、施設種別に応じて審査を行い、その得点率で採択します。

ア 最低基準点に達した施設の中から、得点率の高い施設を順に採択します。

イ 総合評価点が同点となった場合は、一般型による実施事業者を優先的に採択します。

（６） 重点募集地域

募集対象地域は横浜市全域とします。

なお、地域における実施状況等を勘案し、以下の区を重点募集地域とします。選定に当たっては、その他の審査項目も含めて総合的に評価しますが、重点募集地域での実施については加点の対象とします。

【望ましい地域】

西区	南区	港南区
青葉区	都筑区	瀬谷区

(7) スケジュール

事前相談※及び募集開始・質問受付	令和8年8月17日(月)
質問締切	令和8年9月14日(月)
質問回答	令和8年9月18日(金)
事前相談及び募集締切 ※	令和8年10月2日(金)
審査(必要に応じてヒアリング、現地確認)	10～11月中
審査結果通知	12月中旬
事業認可 ※	令和9年1月1日(金)
事業開始	令和9年1月1日(金)

※ 事前協議書を提出される際には、事前に担当まで相談いただきますようお願いいたします。

(Eメールからお願いいたします。)

ご連絡いただく際は、可能なかぎり【必要書類】をデータにてお送りください。

必要書類については、「3 申請様式」にて案内しております。

※ 事前協議書による事業採択後、事業開始まで期間がないため、事前協議書と認可申請書を同時に提出していただきます。事業採択となった際には、提出していただいている認可申請書を基に認可の審査手続きを進めます。

事業不採択となった際には、認可の審査手続きには進みません。

※ 詳細は「3 申請方法」を必ずご確認ください。

※ 質問については、期限内に指定様式の質問票を用いて行っていただくようお願いいたします。

2 運 営 に 当 た っ て の 諸条件

《目次》

(1)	開始日について	9
(2)	対象児童について	9
(3)	事業の実施方法	9
(4)	定員について	9
(5)	建物の基準について	10
(6)	一般型乳児等通園支援事業所の基準について	10
(7)	余裕活用型乳児等通園支援事業所の基準について	12
(8)	資金計画について	12
(9)	事業内容等について	12
(10)	給付費・助成金について	15
(11)	運営上の重要事項に関する規定について	15
(12)	秘密保持等について	16
(13)	苦情への対応について	16
(14)	監査について	16
(15)	会計の区分について	16
(16)	こども性暴力防止法への対応について	16
(17)	事業計画・運営について	16
(18)	留意事項について	17
(19)	採択にあたり条件を附すこと	17

(1) 開始日について

事業開始日は、原則令和9年1月1日とします。

なお、事業開始に伴い、やむを得ない理由により、令和9年1月1日からの開始が困難な場合は、個別に協議のうえ決定します。

(2) 対象児童について

対象児童は、0歳6か月～満3歳未満（3歳の誕生日の前々日までのことを指します。）までの認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所及び企業主導型保育事業施設に通っていない児童です。

(3) 事業の実施方法

事業の実施方法は、次のいずれかとします。

ア 一般型（在園児合同実施）

保育所等の定員とは別に定員を別に設け、在園児と合同で受入れを行います。

イ 一般型（専用室独立実施）

保育所等の定員とは別に定員を別に設け、在園児とは別室で受入れを行います。

ウ 余裕活用型

既存の保育所等の空き定員の枠を活用して、受入れを行います。

なお、利用定員の総数に空きがある場合であっても、利用児童の年齢の利用定員に空きが無い場合は、受け入れることはできません。

例1) 満3歳以上～5歳児の空き定員を活用して、余裕活用型乳児等通園支援事業を実施
⇒実施不可

例2) 2歳児の空き定員を活用して、0歳児の利用児童の余裕活用型乳児等通園支援事業を実施
⇒実施不可

※1 余裕活用型での実施については、保育所、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、事業所内保育所のみ実施可能です。

※2 余裕活用型は、本体施設又は事業所の利用定員に空きがある場合に実施できる実施方法です。そのため、本体施設又は事業所への入所により利用定員の空きがなくなった場合は、乳児等通園支援事業を実施できなくなります。

利用定員に空きがある期間については受入れを行っていただく必要がありますが、本体施設又は事業所への入所等により利用定員が充足した結果、受入可能期間が短期間となった場合であっても差し支えありません。

また、申請時点で利用定員に空きがない場合であっても応募は可能です。

なお、利用定員の空きがなくなった場合であっても、休止届の提出は不要です。

(4) 定員について

ア 本事業の定員は、原則として総定員を定めるものとします。

ただし、事業実施にあたっての必要面積や職員配置基準を考慮し、年齢区分の内訳を設けることも可能です。

なお、余裕活用型による実施の場合においても、乳児等通園支援事業としての受入人数の上限として、定員を設定することが必要です。

イ 設定する定員は、施設種別ごとに次に定めるとおりとします。なお、歳児は当該年度の4月1日時点を基準とします。

(ア) 保育所、幼保連携型認定こども園、小規模保育事業所、地域子育て支援拠点、事業所内保育事業所、家庭的保育事業所、認可外保育施設、企業主導型保育施設、児童発達支援センター等

本体施設又は事業所において預かりを実施している受入可能年齢に応じて、定員を

設定するものとします。

(イ) 幼稚園、幼稚園型認定こども園

2歳児のみの定員を設定するものとします。

なお、満2歳（2歳の誕生日を迎えた時点）からの受け入れ実績がある場合には、満2歳からの実施が可能です。その場合には、1歳児の定員も設定していただく必要があります。

(5) 建物の基準について

建築基準法に基づく確認済証及び検査済証の交付を受けている、または受ける見込みの建物であることが必要です。

確認済証がない場合は、「建築計画概要書」を提出していただきます。

検査済証がない場合は、「建築確認申請（計画通知）台帳記載証明書」を提出していただき、検査済証交付年月日の記載があることを確認します。

交付を受けていない建物の場合にあつては、「既存建築物の現況調査ガイドライン（第2版）」等を利用して法適合が確認できる、またはできる見込みである必要があります。

（検査済証の交付を受けていない建物の場合は、事前に担当までご相談ください。）

(6) 一般型乳児等通園支援事業所の基準について

定員を総定員で設定する場合、実際の受入年齢に関わらず、最も低い受入年齢の設備・職員配置基準の確保が必要になります。

例) 総定員4名（受入年齢0歳～2歳）で設定

⇒0歳児の基準で4名分の設備・職員配置基準を満たすことが必要

総定員2名（受入年齢1歳～2歳）で設定

⇒1歳児の基準で2名分の設備・職員配置基準を満たすことが必要

ア 設備基準

(ア) 施設規模

		0～1歳	2～満3歳未満
設備運営基準	乳児室又は保育室	3.30 m ² /人	—
	遊戯室又は保育室	—	1.98 m ² /人
	便所	認可定員に見合う設備及び面積	
	その他	保育遊具、必要な医薬品等	

※働きやすい職場づくりにむけて、保育士休憩室、更衣室（男女別）の確保をお願いします。

(イ) 保育室等について

a 保育室等、認可に当たって面積基準が定められている室の面積算定は、**有効面積**（内法面積から、下記の造り付け・固定造作物等を除いた面積）とします。

b 保育室面積から除く造り付け・固定造作物等の例

- ・ 押入れ、ロッカー、収納スペース、こども用荷物収納棚等
- ・ 吊り押入れ、吊り戸棚（床上140cmの空間を確保したものは除く）
- ・ 手洗い器、ピアノ

c 保育室等の面積は、**壁芯・内法・有効の各面積**を算定してください。（異年齢を1室の保育室とする場合も、各年齢別に面積を算出すること。）

その他の面積は、**壁芯面積**を算定してください。

d 0歳児を合同保育室で保育する場合は、ベビーゲート等で他年齢児と保育スペースを区画し、安全性に十分配慮した設計としてください。

e 園児が安全・安心して過ごすため、保育従事者が保育しやすいレイアウトにしてください。（動きやすい動線、園児に目が届きやすい等）

※ 他の施設・事業と一体的に一般型乳児等通園支援事業を行う事業所においては、既に実施している通常保育や一時保育事業、又は他事業等の職員配置や面積基準等の要件を満たしたうえで、乳児等通園支援事業の基準を満たすようにしてください。

イ 職員配置基準

項目	基準内容
職員要件	保育士又は市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む）を修了した者 ※1 （以下、乳児等通園支援従事者という。）
配置基準	乳児3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満児6人につき1人以上 ※2 また、乳児等通園支援従事者は常時2名を下回することは出来ません。
保育士割合	配置基準上必要な乳児等通園支援従事者の半数以上は、保育士とします。

※1 市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む）を修了した者とは、以下の研修を修了した者です。

- （ア） 「子育て支援員研修事業の実施について」（令和6年3月30日付けこども家庭庁成育局長・支援局長連名通知）の別紙「子育て支援員研修事業実施要綱」の5（3）アに定める基本研修及び5（3）イ（イ）に定める「こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）」の専門研修（※）
- （イ） 子育ての知識と経験及び熱意を有し、「家庭的保育事業の実施について」（平成21年10月30日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別紙「家庭的保育事業ガイドライン」の別紙「家庭的保育事業ガイドライン」の別添1の1に定める基礎研修と同等の研修

（※）令和9年3月31日までの間に「子育て支援員研修事業実施要綱」の5（3）イ（イ）に定める「一時預かり事業」又は「地域型保育」の専門研修を修了した者（以下「経過措置対象者」という。）については、「こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）」の専門研修を修了していない場合であっても、一般型乳児等通園支援事業所において乳児等通園支援に従事することができます。

この場合において、当該一般型乳児等通園支援事業所において乳児等通園支援に従事する経過措置対象者を雇用する事業主又は当該一般型乳児等通園支援事業所の管理者等（以下「事業主等」という。）は、経過措置対象者が乳児等通園支援に従事するに当たり十分に乳児等通園支援事業を理解しているかについて、研修調査研究において作成された「習熟度チェックリスト（確認テスト）」等を活用して確認するとともに、必要に応じて、関連する研修動画を視聴させる等の措置を講じてください。

具体的には、経過措置対象者を乳児等通園支援に従事させる事業主等は、次の1及び2の措置を実施し、1及び2の措置が実施された日について、確実に記録してください。

- 1 当該経過措置対象者が令和8年4月1日以後に初めて乳児等通園支援に従事した日から3か月を経過する日までに、「習熟度チェックリスト（確認テスト）」等を活用し、当該経過措置対象者の乳児等通園支援事業に関する理解度を確認すること。
- 2 1により確認した結果、当該経過措置対象者について、乳児等通園支援

事業に関する理解が不足している等と認められる場合には、令和9年3月31日までの間に、「習熟度チェックリスト（確認テスト）」の正解に至らなかった問に関連する研修動画を視聴させる等の必要な措置を講じること。

※2 他の施設・事業と一体的に一般型乳児等通園支援事業を行う事業所において、以下のいずれかに該当する場合は、専ら一般型乳児等通園支援事業に従事する者の数を1人とすることができます。

- (ア) 一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する者が保育士であるとき。
- (イ) 一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている保育室等において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

（7）余裕活用型乳児等通園支援事業所の基準について

余裕活用型乳児等通園支援事業を実施する場合は、本体施設又は事業所に適用される設備及び職員配置の基準を満たしていることが必要です。

ア 保育所

横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（保育所に係るものに限る。）

イ 幼保連携型認定こども園

横浜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例

ウ 幼稚園型認定こども園

横浜市認定こども園の要件を定める条例

エ 小規模保育事業・家庭的保育事業・事業所内保育事業

横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例

□

（8）資金計画について

社会福祉法人及び学校法人以外の事業者が事業を実施する場合は、協議時点で決算が確定している直近の会計年度において、乳児等通園支援事業を経営する事業以外の事業を含む当該主体の全体の財務内容について、3年以上連続して損失を計上していない必要があります。

（9）事業内容等について

ア 実施日・開所時間

実施日、休業日及び開所時間については、ニーズや受入態勢を踏まえ事業実施者にて適切に設定してください。なお、休業日の設定については、制限しません。

ただし、実施方法に応じて、最低でも、以下の実施日・開所時間を確保してください。

ア 一般型

週1回以上の開所日を設けるとともに、少なくとも児童1人当たり月10時間の利用を可能とする受入枠を確保してください。

イ 余裕活用型

既存の保育運営により定員枠が生じた月において児童1人当たり月10時間の利用を可能とする受入枠の確保を行ってください。なお、この場合においても、原則として週1回以上の開所日を設けることとします。

例1）毎週水曜日に、9時半～12時までの開所時間で、定員を1名に設定した場合

⇒月10時間までのうち、1週間に受け入れる児童の最大数は1名、月の開所時間は10時間（2.5時間×1名×1回×4週）

⇒必要とされる開所時間 10 時間（月 10 時間×1 人分）に対し、開所時間が 10 時間あり、定員分の月 10 時間の利用を可能とする受入枠を確保しているため設定可

例 2）毎週火曜日及び木曜日に、9 時半～12 時までの開所時間で、定員を 1 名に設定した場合

⇒月 20 時間（1 名×10 時間×週 2 回）までのうち、各曜日最大 1 名の受け入れを想定とし、1 週間に受け入れる児童の最大数は 2 名、月の開所時間は 20 時間（2.5 時間×2 名×1 回×4 週）

⇒必要とされる開所時間 20 時間（月 10 時間×2 人分）に対し、開所時間が 20 時間あり、定員分の月 10 時間の利用を可能とする受入枠を確保しているため設定可

例 3）毎週火曜日及び木曜日に、9 時半～12 時までの開所時間で、定員を 3 名に設定した場合

⇒月 20 時間（1 名×10 時間×週 2 回）までのうち、各曜日最大 1 名の受け入れを想定とし、1 週間に受け入れる児童の最大数は 2 名（2.5 時間×2 名×1 回×4 週）

⇒必要とされる開所時間 30 時間（月 10 時間×3 人分）に対し、開所時間が 20 時間しかなく、定員分の月 10 時間の利用を可能とする受入枠を確保していないため、設定不可

例 4）毎週月曜～金曜日、9 時～17 時までの開所時間で、定員を 2 名に設定した場合

⇒仮に 1 回あたり 2 時間利用とする場合、8 時間開所の中で各曜日最大延べ 8 名受入れ（2 時間×2 名×4 回）が想定され、1 週間に受け入れる児童の最大数は延べ 40 人まで受入れ可能です。（定員分の月 10 時間の利用を可能とする受入枠を確保しているため設定可）

ただし、1 人当たりの利用可能時間（月 10 時間）を考慮すると、1 人につき利用可能な回数は月 5 回までとなります。（10 時間÷2 時間＝5 回）

イ 受入方法

こども 1 人あたりの利用可能時間は月 10 時間までとし、1 回あたり 2～2.5 時間の利用として、定期利用を推奨します。ただし、不定期利用での受入も可能です。

ウ 乳児等通園支援の内容

本事業の実施者は、実施方法等に応じて適宜次の（ア）～（エ）を参考とし、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化することに努めなければなりません。

（ア） 保育所保育指針（平成 29 年 3 月 31 日厚生労働省告示第 117 号）

（イ） 幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成 29 年 3 月 31 日 3 府省告示第 1 号）

（ウ） 幼稚園教育要領（平成元年文部省告示第 23 号）

（エ） こども誰でも通園制度の実施に関する手引（こども家庭庁・令和 8 年 3 月改訂版）

エ 乳児等通園支援の提供の記録

乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録してください。

オ 食事の提供

食事の提供の有無については、乳児等通園支援事業者が判断するものとします。ただし、特に離乳食の提供体制や体調不良など、個々の状況に応じた対応が可能かどうかについて、乳児等通園支援事業者において十分に検討を行ってください。

食事の提供を行う場合には、衛生管理や栄養管理、個々の離乳等の状況に応じた対応等について、「児童福祉施設等における食事の提供ガイドライン」（令和 7 年 9 月厚生労働省）、「授乳・離乳の支援ガイド」（令和元年 3 月「授乳・離乳の支援ガイド」改定に関する研究会）を参照して対応するほか、食物アレルギーを有するこどもについては、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン（2019 年改訂版）」（平成 31 年 4 月厚生労働省）を参照し、医師の診断及び指示に基づき対応してください。

条件を整えれば外部搬入の給食の提供も可能です。外部搬入により食事の提供を行う場合においては、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについ

て」(平成 26 年 9 月 5 日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)の 2 (3)における「搬入施設から搬入を行う際の要件」を踏まえ、横浜市乳児等通園支援事業認可・確認等要綱第 9 条第 3 項に留意してください。

※ 外部搬入を行うことができる者は、次のいずれかの事業者です。

(ア) 当該乳児等通園支援事業所と一体的に運営されている保育所等

(イ) 当該乳児等通園支援事業者と同一の法人又は関連法人が運営する小規模保育事業、若しくは事業所内保育事業を行う事業所、社会福祉施設、医療機関等

Q. 園児用仕出し弁当の業者から外部搬入を行うことは可能か

A. 仕出し弁当については外部搬入での食事提供にあたります。

外部搬入については、以下の事業所等において自園調理等した給食を当該児童に提供する場合に限り、認めています。(横浜市乳児等通園支援事業認可要綱第 9 条をご確認ください。)

(1) 当該乳児等通園支援事業所と一体的に運営されている保育所等

(2) 当該乳児等通園支援事業者と同一の法人または関連法人が運営する小規模保育事業、事業所内保育事業を行う事業所、社会福祉施設、医療機関等

したがって、給食委託会社等による一般的な仕出し弁当については、外部搬入の要件を満たさないため、認められません。

カ 保護者負担(利用料)等

こども一人 1 時間あたり 300 円を標準金額とします。実施施設が利用者(保護者)から直接徴収します。なお、それ以外に、必要に応じて給食代、おやつ代等の費用負担を保護者に求めることは可能です。

キ 外部評価・自己評価

乳児等通園支援事業の自己評価は、少なくとも 1 年に 1 回は実施し、必ず結果を公表し、常にその改善を図ってください。また、定期的に、外部の者による評価(福祉サービスの第三者評価等)を受け、その結果を公表し、常にその改善を図るように努めてください。

ク 保険の加入について

本事業の実施者は事業を実施するにあたり、施設賠償責任保険又はこれらに類すると認められる保険等に加入しなければなりません。

ケ 安全計画の策定等

本事業の実施者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、次の(ア)～(エ)を参考とし、乳児等通園支援事業における安全に関する事項についての計画を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければなりません。

(ア) 利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければなりません。

(イ) 職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的の実施しなければなりません。

(ウ) 利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければなりません。

(エ) 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じてその変更を行うものとします。

コ こどもの育ちに関する計画等

「こども誰でも通園制度実施に関する手引」(こども家庭庁・令和 8 年 3 月改訂版)を踏まえ、全体計画及び児童の育ちに関する個別計画を作成してください。

サ 医療的ケア児の受け入れ

医療的ケア児を対象として本事業を行う場合、受け入れにあたっての事業体制の確認が必要なため、あらかじめ横浜市と協議してください。

シ こども誰でも通園制度総合支援システム

国が整備する総合支援システムを用いて、利用者の面談登録、利用予約の管理、利用実績の管理その他本事業の実施に必要な事務を行うものとします。

ス その他

上記以外の実施内容は、横浜市特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例に定めるものとします。

(10) 給付費・助成金について

令和8年度の助成については、横浜市における特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費及び特例乳児等支援給付費取扱要綱、横浜市における乳児等通園支援事業に係る独自助成費交付要綱に基づき実施するものとし、主な項目は下記のとおりとします。その他詳細については要綱をご確認ください。

なお、令和9年度以降の助成金については、国の改正状況等を踏まえ、変更する可能性があります。

ア 運営費

項目	助成額
基本助成 ※1	月額 50,000 円
利用児童加算 0歳児	1時間あたり 1,700 円
利用児童加算 1歳児	1時間あたり 1,400 円
利用児童加算 2歳児	1時間あたり 1,400 円
障害児加算	1時間あたり 600 円
医療的ケア児加算	1時間あたり 2,500 円
要支援家庭のこども加算	1時間あたり 600 円
初回対応加算	1回あたり 0歳児：1,700 円 1・2歳児：1,400 円
保護者支援面談加算	1回あたり 1,400 円
賃借料加算	1時間あたり 200 円

※1 余裕活用型による実施の場合、一月あたりの利用回数が4回以上である場合に限り対象とします。

イ 施設改修費

事業を実施するために施設改修が必要な場合は事前協議の際にご相談ください。必要な範囲で施設改修費の一部を補助します（現存しかつ基準を満たしている設備の交換、機能の向上等については、補助対象外となります）。

(11) 運営上の重要事項に関する規定について

次の乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかねばなりません。なお、次に定めるべき事項のうち、全部又は一部について、別途規定している場合、重ねて規定する必要はなく、当該別途定めている規定を示せば足りることとします。

ア 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針

イ 提供する乳児等通園支援の内容

ウ 職員の職種、員数及び職務の内容

エ 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日

オ 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額

カ 利用定員

キ 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項

- ク 緊急時等における対応方法
- ケ 非常災害の対策
- コ 虐待の防止のための措置に関する事項
- サ その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(12) 秘密保持等について

乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはなりません。また、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じなければなりません。

(13) 苦情への対応について

乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければなりません。また、その行った乳児等通園支援に関し、市町村（特別区を含む。）からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければなりません。

(14) 監査について

乳児等通園支援事業については、法令により、原則として毎年度、実地により指導監査を行うこととされています。なお、指導監査は、事業開始年度の翌年度から実施します。実施方法や基準等の詳細は、別途お知らせします。

(15) 会計の区分について

乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければなりません。

なお、余裕活用型で実施する場合においても、乳児等通園支援事業に係る収入及び支出については、本体施設又は事業所とは区分して経理する必要があります。本体施設又は事業所と共通する経費については、従事時間や利用実績等に応じて配分するなど、合理的かつ客観的な基準に基づき区分する必要があります。

(16) こども性暴力防止法への対応について

乳児等通園支援事業の実施にあたっては、「こども性暴力防止法（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律）」を遵守し、児童に対する性暴力の防止等に必要な措置を講じる必要があります。

なお、必要な手続き等については、別途お知らせします。

(17) 事業計画・運営について

ア 近隣に十分配慮した計画としてください。（園舎・園庭配置、日影、窓位置、目隠し、砂塵、植栽、駐車場、駐輪場、騒音対策等）

イ 事業計画・運営については関係法令等を遵守してください。

- ・横浜市乳児等通園支援事業の設備、運営等の基準に関する条例
- ・横浜市特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例
- ・横浜市乳児等通園支援事業認可・確認等要綱
- ・横浜市における特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費及び特例乳児等支援給付費取扱要綱
- ・横浜市における乳児等通園支援事業に係る独自助成費交付要綱
- ・こども誰でも通園制度の実施に関する手引（こども家庭庁・令和8年3月改訂版）
- ・その他事業に係る法令・指針等全般

(18) 留意事項について

- ア 「2 運営に当たっての諸条件」の各項目に反することのないよう、十分なご確認をお願いします。「2 運営に当たっての諸条件」に反するなどして良好な乳児等通園支援事業の実施がなされない場合は、運営費等の取り消し等を行う場合があります。
- イ 施設において、宗教の教義を広めるための儀式行事や信者を教化育成することを目的とする活動は行わないでください。また、政治上の主義を推進することを目的とする活動も禁止されています。
- ウ こどもの人権を守るために、見通しのよい配置計画とすることや施設の状況に応じたパーテーション、簡易更衣室、カメラの設置等の工夫を行ってください。
- エ 申請関係書類は情報公開の対象となります。
- オ 横浜市の行う指示・指導に対して、誠実に対応していただくこととします。

(19) 採択にあたり条件を附すこと

- ア 事業計画書の内容のとおり、事業を進めること。また、当該事業募集要項で提示した内容を遵守すること。なお、事業推進にあたって、疑義及び事業計画に変更が生じる見込みのある場合は、あらかじめ横浜市と協議すること。
 - イ 法人・施設の会計処理を適正に処理すること。
 - ウ 監査通知等において指摘された改善を要する事項については早急に是正すること。
 - エ 事業開始後に施設運営の継続が困難となるまたはそれが予見されるなどの場合は、速やかに市に報告・相談するとともに、在園児に不利益が生じることのないよう誠実に対応すること。
 - オ その他、横浜市が求めることに対して、協議に応じること。
- ※上記以外にも採択後に条件を追加することがありますので、あらかじめご了承ください。

3 申請方法

(1) 事前相談書、事前協議書及び認可申請書の提出について

事前協議書を提出される際には、あらかじめ担当までご連絡いただきますようお願いいたします
(電話、Eメール、どちらかで構いません)

【担当】

横浜市こども青少年局 こども施設整備課

電話：045-671-4146 Eメール：kd-tsuen@city.yokohama.lg.jp

ア 提出期限

令和8年10月2日(金)午後5時(必着)まで

イ 提出方法

原則、電子データをEメールでご提出ください。

【提出先】

Eメール：kd-tsuen@city.yokohama.lg.jp

※Word又はExcelで作成している場合は、そのままの形式(スキャンPDFデータは不可)
で提出してください。

※電子データの提出が困難な場合は、事前にご相談ください。

ウ 事前相談

事前協議書を提出される前に、あらかじめ対象事業者の条件を満たしている事業者か等について、事前相談で確認しております。事前協議書を提出される際には、あらかじめ担当まで相談いただきますようお願いいたします。(Eメールからお願いいたします。)
ご連絡いただく際は、可能なかぎり【必要書類】をデータにてお送りください。
必要書類は以下のとおりです。

【必要書類】

- (1) 事前相談書(指定様式、募集HPからダウンロードをお願いします。)
- (2) 事業実施する施設の平面図(※事業実施場所の記載があるもの)

エ 事前協議書及び認可申請書

事前協議書による事業採択後、事業開始まで期間がないため、事前協議書と認可申請書を同時に提出していただきます。事業採択となった際には、提出していただいた認可申請書を元に認可手続きを進めます。事業不採択となった際には、認可の審査手続きには進みません。(事業不採択の場合、提出していただいた認可申請書についてはデータを削除します。)

様式は、必ず最新のものを使用し、以下のとおり送付をお願いします。

※件名を「【提出】事前協議書(〇〇園名)乳児等通園支援事業」としてください。

※書類番号と書類の種別が分かるようにタイトルをつけてください。

例：「01_事業計画書」「02_履歴事項全部証明書(登記簿謄本)の写し」「11_開所までのスケジュール」

※Word又はExcelで作成している場合は、そのままの形式(スキャンPDFデータは不可)で提出してください。

※本市では一つのメールでは7MBまでのデータしか受信できません。ファイルの容量が大きく送信できない場合は、大容量ファイル転送サービスのご案内が可能です。担当者宛てにご連絡ください。

※電子データの提出が困難な場合は、事前にご相談ください。

※不備があると審査ができない場合がありますので、充分ご確認のうえご提出ください。

事前協議書等の様式は、横浜市こども青少年局のホームページの該当事業のページよりダウンロードしてください。

(<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kosodate/seibi/>)

(2) 質問の受付及び回答

本公募に関する質問及び回答は次のとおりとします。

ア 質問を行うことができる者

1 (2) 対象事業者を満たすもの

イ 質問の方法

令和8年8月17日(月)から令和8年9月14日(月)午後5時まで、電子メールにより受け付けます。質問票に質問の要旨を簡潔に記入のうえ、次のアドレスへ送信してください。

質問送付先 横浜市こども青少年局 乳児等通園支援事業担当

電子メールアドレス kd-tsuen@city.yokohama.lg.jp

ウ 回答

提出された質問とその回答については、令和8年9月18日(金)までに、横浜市こども青少年局ホームページで公表します。

質問への回答は、本要項と一体のものとして、要項と同等の効力を有するものとします。

(3) ヒアリング及び現地確認について

申請案件ごとに、必要に応じてヒアリング・現地確認を行わせていただく場合があります。その場合、個別にお知らせさせていただきます。

(4) 選考について

下記項目を総合的に審査して選定します。

1 法人の体制	(1) 法人の財務状況 (2) 監査結果及び改善の状況
2 既存施設の運営状況等	(1) 事業実績 (2) 施設監査結果及び改善の状況 (3) 運営内容の評価等
3 周辺環境	(1) 設置地域等
4 事業計画	(1) 認可定員 (2) 実施方法 (3) 定員構成 (4) 実施日・開所時間 (5) 職員配置
5 実施方針・事業内容	(1) 本事業に関する考え方 (2) 利用者への支援の考え方 (3) 安全対策等に関する考え方と具体案等 (4) 苦情解決、保護者対応等

(5) 選考結果の通知について

申請者あてに書面で通知します。

(6) 採択後の手続き等について

ア 採択された申請者には、事業開始前に、「運営規程」、「重要事項説明書」及び「安全計画」の作成及び提出を依頼します。

イ 採択後、事業開始前に、事業者向けの説明会を開催する予定です。

詳細については、採択後に別途お知らせします。

(7) その他

- ア 今回提出していただく「事前協議書」及び「認可申請書」は返却いたしません。(本事業の目的以外には使用しません。)
- イ 審査に当たっては、追加資料を提出していただくことがあります。
- ウ 申請にかかる費用は、すべて申請者の負担とします。
- エ 「2 運営に当たっての諸条件」以外にも、いくつかの条件を決定後に追加することがありますので、あらかじめご了承ください。

4 問い合わせ先 ・ ダウンロードアドレス一覧

(1) 問い合わせ先

お問い合わせいただく内容により、下記担当までご連絡ください。

- 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施内容に関すること

【担当窓口】 横浜市こども青少年局 保育・教育運営課

【電話番号】 045-671-3564

【メールアドレス】 kd-daretsuuen@city.yokohama.lg.jp

- 事前協議の連絡、施設設備基準・申請手続等に関すること

【担当窓口】 横浜市こども青少年局 こども施設整備課

【電話番号】 045-671-4146

【メールアドレス】 kd-tsuen@city.yokohama.lg.jp

(2) ダウンロードアドレス一覧

ア 様式ダウンロード

「事前協議書」「添付書類一覧（確認表）」「履歴書」等

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kosodate/seibi/>

イ 「こども誰でも通園制度の実施に関する手引」（こども家庭庁・令和8年3月改訂版） 乳児等通園支援事業にあたっての基本的な事項について記載されています。

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/0afde15f-8760-4477-806a-ed72b6916696/60fe9485/20260330_policies_hoiku_daredemo-tsuen_67.pdf

ウ 「横浜市特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例」

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kosodate/seibi/tuuenzigyoubosyu2026.files/tsuuenshienjigyounaikijunjourei.pdf>

エ 「横浜市乳児等通園支援事業の設備、運営等の基準に関する条例」

https://cgi.city.yokohama.lg.jp/somu/reiki/reiki_honbun/g202RG00002123.html

オ 「横浜市乳児等通園支援事業認可・確認等要綱」

https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kosodate/seibi/tuuenzigyoubosyu2026.files/tsuuenshienjigyouninka_kakuninyoukou.pdf

カ 「横浜市における特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費及び特例乳児等支援給付費取扱要綱」

https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kosodate/seibi/tuuenzigyoubosyu2026.files/tsuuen_shienkyuufuhitou_toriatukaiyoukou.pdf

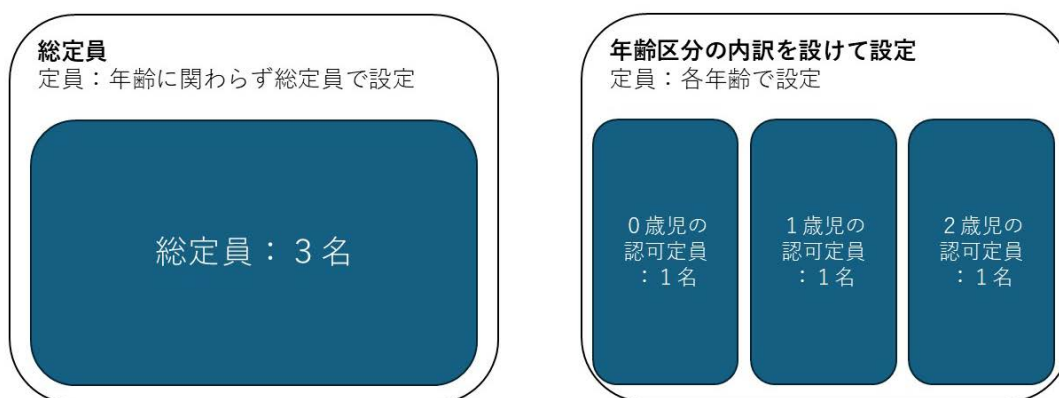
キ 「横浜市における乳児等通園支援事業に係る独自助成費交付要綱」

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kosodate/seibi/tuuenzigyoubosyu2026.files/tsuuenshiendokujijoseihikoufuyoukou.pdf>

定員の設定方法に伴う職員配置基準及び面積基準の考え方について

令和8年度からの乳児等通園支援事業の定員の設定方法については、原則、一時間あたりの総定員で設定とします。

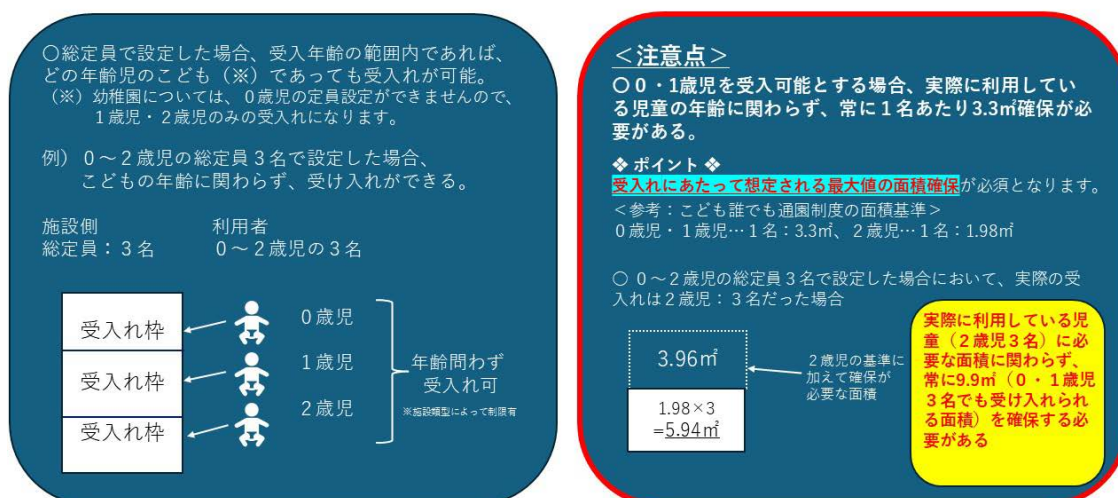
ただし、事業実施にあたっての年齢区分の内訳を設けることも可能です。



一般型乳児等通園支援事業においては、定員の設定方法により、必要面積や職員配置基準の基準が変わりますので、以下に示すそれぞれの考え方を踏まえ、定員設定方法を選択していただきますようお願いいたします。

〇面積基準について

総定員で定員設定する場合の面積基準



各年齢で定員設定する場合の面積基準

○各年齢ごとの基準面積を満たせば良いため、多く面積を確保せずに運用が可能。

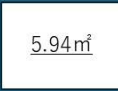
<参考：こども誰でも通園制度の面積基準>
0歳児・1歳児…1名：**3.3㎡**、2歳児…1名：**1.98㎡**

例)

①0歳児のみ3名定員設定する場合
計算式： 3.3㎡ （0歳児の基準面積）×定員3名分
= 9.9㎡ の面積確保が必須

②2歳児のみ3名定員設定する場合
計算式： 1.98㎡ （2歳児の基準面積）×定員3名分
= 5.94㎡ の面積確保が必須

①


②


<注意点>

○定員設定していない年齢は受け入れできません。
○定員外も受け入れできません。

例) 0歳児1名、1歳児1名、2歳児1名で定員を設定している場合
・0歳児2名、2歳児1名→0歳児1名受け入れ不可

施設側
各年齢1名ずつ

2歳児枠 1名
1歳児枠 1名
0歳児枠 1名

利用者

1歳児：1名


0歳児：2名


このケースの場合…
あくまで各年齢1名のみ受け入れ可能

定員外・定員枠の流用
（2歳児定員枠が開いているから、0歳児に流用）は不可

○職員配置基準について

総定員で定員設定する場合の職員配置

○0・1歳児を受入可能とする場合、実際に利用している児童の年齢に関わらず、常に1：3の配置基準を適用する。

❖ポイント❖
総定員で設定した場合には、実際に利用している児童の年齢に関わらず、**受入れにあたって想定される最大値の職員確保**が必須となります。
ただし、配置職員は常時2名以上必要です。

<参考：こども誰でも通園制度の職員配置基準>
0歳児定員**3名**につき、職員**1人**配置
1歳児・2歳児定員**6名**につき、職員**1人**配置

0歳児




1人：3名

1歳児
2歳児




1人：6名

例) 0～2歳児の総定員9名設定の場合
実際の受入れが2歳児9名だったとしても、認可上は0歳児を受入れする可能性があるため、1：3の配置基準を適用する。

総定員3名： $9 \div 3 = 3$ 名

○総定員7名までの場合は、職員配置基準上計算式が $7 \div 3 = 2.3\cdots$ となり、常時必要な職員配置（2名）と同じになります。

各年齢で定員設定する場合の職員配置基準

○各年齢ごとの職員配置基準を適用

<参考：こども誰でも通園制度の職員配置基準>

0歳児定員3名につき、職員1人配置

1歳児・2歳児定員6名につき、職員1人配置

ただし、配置職員は常時2名以上必要です。



例)

① 1歳児5名、2歳児5名の定員構成の場合

1歳児：5名÷6（職員配置基準）=0.83
⇒0.8（小数点2位以下切り捨て。）

2歳児：5名÷6（職員配置基準）=0.83
⇒0.8（小数点2位以下切り捨て。）

② 0歳児6名、1歳児4名の定員構成の場合

0歳児：6名÷3（職員配置基準）=2.0
⇒2.0（小数点2位以下切り捨て。）

1歳児：4名÷6（職員配置基準）=0.66
⇒0.6（小数点2位以下切り捨て。）



各年齢で求めた値を合計して、小数点以下四捨五入する
 $0.8+0.8=1.6 \Rightarrow$ 2名



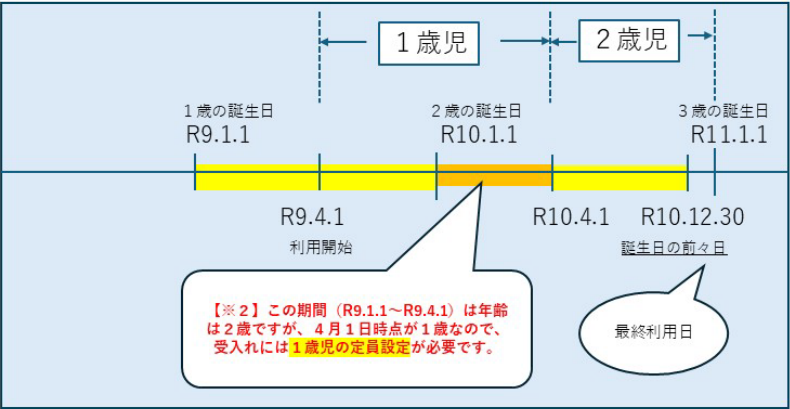
各年齢で求めた値を合計して、小数点以下四捨五入する
 $2.0+0.6=2.6 \Rightarrow$ 3名

こどもの年齢の考え方

まず最初に……

乳児等通園支援事業において、定員設定をする際の各年齢区分は当該年度の **4月1日時点の年齢** で考えます。(※)
そのため、利用申請があった場合には、**4月1日時点の対象児童の年齢を確認した上で、実施園においてその年齢児の定員設定があるかを確認し、受入れを行う必要があります。**
(※) ただし、乳児等通園支援事業については、0歳6か月～満3歳未満(3歳の誕生日を迎える前々日まで) が制度の対象となっていますので、3歳の誕生日を迎える前日以降はご利用いただけません。

例) 誕生日が令和8年(2026年)1月1日の児童の場合



<注意>

幼稚園・幼稚園型認定こども園の定員設定においては、満2歳児・2歳児のみとなっておりますので、左記の場合の最短利用日はR10.1.1からとなります。

また、満2歳であってもR10.1.1～R10.3.31の期間は、R9.4.1時点で1歳であることから、1歳児定員の区分として扱われます。
そのため受入れには、1歳児クラスの定員を設ける必要がありますので、注意が必要です。

○満2歳(2歳の誕生日を迎えた時点)から実施する場合の定員設定について

幼稚園・幼稚園型認定こども園での乳児等通園支援事業実施にあたっては、満2歳の受入実績がある場合には、満2歳(2歳の誕生日を迎えた時点)からの実施が可能です。

その場合には1歳児の定員も設定していただく必要があります。

【参考 定員設定～満2歳からの受け入れ実績がある園の場合～】

受入年齢: 満2歳(1歳児)～2歳での実施が可能

定員設定: 年齢区分の内訳あり(1歳児・2歳児)又は満2歳(1歳児)～2歳児の総定員での実施が可能

例 1) 年齢区分の内訳あり・満2歳(1歳児)2名・2歳児2名での定員設定

→ 満2歳4名の希望が来た場合、受け入れ不可

理由: 乳児等通園支援事業では定員を超えての受入はできないため

例 2) 総定員で設定・満2歳(1歳児)～2歳児4名での定員設定

→ 満2歳4名の希望が来た場合、受け入れ可

理由: 総定員で設定しているため

※ 総定員での実施にあたっては、職員配置基準・面積基準について、受入れにあたって想定される最大値の面積確保が必須となります。

詳細については、資料1をご確認ください。

【参考 クラス年齢と生年月日】

クラス年齢	生年月日
0歳児	令和7年(2025年)4月2日 ～
1歳児	令和6年(2024年)4月2日 ～ 令和7年(2025年)4月1日
2歳児	令和5年(2023年)4月2日 ～ 令和6年(2024年)4月1日